

令和7年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年12月18日(木) 13:30~14:30

2. 開催場所

県庁17階 1701会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 8名

4. 議題

議題7号 令和7年増殖実績及び令和8年増殖指示数量について

議第8号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第9号 岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

報告事項 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針の方向性について

その他 岐阜県水産業振興計画の中間見直しについて

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	<p>本委員会定数13名中8名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条第1項で定める「定員の過半数の出席」を満たしている。</p>
議第7号 令和7年増殖実績及び令和8年増殖指示数量について	
事 務 局	<p>漁業法第171条第3項の規定により、第5種共同漁業権に係る令和7年増殖実績の確認及び令和8年増殖指示数量を定めるもの。</p> <p>各漁協から、漁業権ごとの増殖実績の報告を求めたところ、一部を除き、漁業権漁場で増殖指示数量が達成されていることを確認した。</p> <p>基本方針の2、「資源の増加を目的とし、その効果に根拠があると認められ、遊漁者への周知が徹底されている禁止区域の設定に係る費用については、監視費用も含め、増殖行為の経費に含められることとする」という方針に基づき、初めての取り組みとして一漁業権において、やまめ・いわなの監視費用を増殖行為の経費に計上するもの。</p> <p>岐阜県水産研究所に資源量評価の依頼をしており、同研究所の見解は、「2河川の禁止区域は産卵適地であること、資源の増加を目的としており、しみ出し効果による資源の増加を期待できる」であり、加えて禁止区域に看板を設置しており、遊漁者への周知が徹底されていることから、監視費用も増殖行為の経費として計上することを認めるもの。</p> <p>また、一漁業権において、あゆの減免要望があったが、適切な理由があるため、減免を認めることが妥当である。三漁業権において、にじますの増殖指示未達があったが、あまごの代替放流を行っているため、翌年の加算はしないことが妥当である。また、二漁業権において、なまずの増殖指示未達であったが、ふなの代替放流を行っており雑魚全体の指示数量を上回っているため、来年の雑魚全体の指示数量に加算しないものの、内数であるなまずの指示数量に5kg加算し、10kgとすることが妥当である。</p> <p>続いて、令和8年の増殖指示数量案を提案する。一漁業権において増殖金額の変更要望が提出されており、基本方針の1に基づき、30%以内であゆの指示数量を雑魚への変更を要望するもの。経営が厳しい中で経営状況を好転させるために増殖金額の変更を要望することは、やむを得ない事由にあたる。また、漁協は漁業法に基づき、水産資源を増殖する義務が課される一方、その経費の一部を賄うために遊漁者から遊漁料を徴収することが認められているという観点から、遊漁料収入が多い雑魚の放流経費を増やすことは、妥当である。</p> <p>なお、漁場面積等に変更がないこと、漁場の生産力に大きな変化はな</p>

	いこと、令和7年の増殖指示数量がほぼすべての漁業権漁場で達成されていること、達成しなかった場合にあっても、適切な理由による減免や条件付けにより対応できることから、要望のあった一漁業権を除いて、令和7年と同一の増殖指示数量とする。
委員	増殖指示数量未達のにじますとなまずの対応について、にじますは増殖指示数量に加算しないものの、なまずは増殖指示数量に加算している。この違いは、にじますが産業管理外来種であり、なまずは在来種であるため、異なる対応となっているか。
事務局	そのとおりである。産業管理外来種であるにじますは、水産庁の指針のとおり、適切な管理が必要であり、むやみに放流することを推進すべきものではないことから、加算しないこととしている。
委員	基本方針7の別紙1は、経常収益が赤字の場合のみ適用できるため、今回のような経営状況が厳しいものの、経常収益が黒字の場合には指示数量の減少はできないため、魚種間の増殖指示数量の変更要望があったと想定される。 増殖指示数量を安易に減少させるべきではないという事務局の考え方に基づくものと思うが、漁協の経営転換や新たな事業をする場合には経費がかさむため、そのような漁協は増殖指示数量の減少要望できるような方針を組み込むことを検討してほしい。例えば、外来魚の駆除目的のためのエレクトリックショックの導入には300万円程度かかり、業務改善のために新たな事務員を雇うにもお金がかさむ。増殖指示数量が足かせとなり、新たな事業ができなくなることは避けたほうがよい。
事務局	県では、漁協経営改善や新たな取り組みを支援できるような支援策を考えているため、まずはそれらを活用することを考えていただきたい。 なお、いただいた意見は、検討させてもらう。
委員	稚魚放流以外の増殖行為は実施されているか。
事務局	溪流魚の産卵場造成やあゆの堰堤間のくみ上げ放流などが行われており、それにかかる人件費等が増殖経費に含まれている。
原案のとおり承認された。	
議第8号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事務局	漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。 遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。 今回申請のあった漁協の遊漁規則の変更は、3件である。 ・内共第10号 揖斐川久瀬漁協

	<p>変更内容：</p> <p>①第2条において、文書の簡略化</p> <p>②第4条において、漁具・漁法の明確化</p> <p>③第4条及び第8条において、たも網の規定を追加</p> <p>④第8条において、減免の際に提示するもの及び遊漁料の納付場所の公表方法の明確化</p> <p>⑤条ズレの修正</p> <p>・内共第17号 郡上漁協 変更内容：第10条において、特定釣漁場の料金の改定</p> <p>・内共第20、22号 美山漁協 変更内容：</p> <p>①第2条において、文書の簡略化</p> <p>②第4条において、漁具・漁法の明確化及びたも網の規定を追加</p> <p>③第9条において、現場加算料の規定を第1項から第2項へ移行し現場加算料のみの表記に変更及び遊漁料の納付場所とその公表方法を明確化</p> <p>行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額についても増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考える。</p>
会 長	議第8号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第8号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第9号 岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について	
事 務 局	<p>漁業法の改正に伴い、規程を一部改正するもの。</p> <p>1 公示手段の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業法の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとするように漁業法の改正が行われた。 ・インターネット等での公示を行う必要があることから、手続規程の第4条第2項内の「岐阜県公報に掲載し、かつ、岐阜県庁前の掲示場に掲示して行う」を「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする」に改める。 <p>2 第8条の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで意見の聴取に関する文書の閲覧を請求する場合は、内水面漁場管理委員会に請求することとなっていたが、漁業法の改正に伴い、閲覧の請求は知事にすることと改正されたため、条文を削除する。ま

	<p>た、これに伴う条ズレを修正する。</p> <p>3 第14条及び第15条の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧漁業法の第10条の漁業権の免許を受けることに関する条文であるが、漁業権の免許を受けることは不利益処分には該当しないため、条文を削除する。 <p>4 漁業法の条項ズレの修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業法の改正により、規程内の漁業法の条項にズレがあるため、正しい条項に改める。
原案のとおり承認された。	
報告事項 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針の方向性について	
事務局	<p>地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定が令和8年4月1日に施行することに伴い、サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じることとなった。岐阜県情報セキュリティ基本方針、及び岐阜県情報セキュリティ対策基準が既に策定されており、本委員会は適用範囲となっている。所管課である県情報システム課において国の通知を踏まえて改正することとしている。については、引き続き適用範囲とし、改正案を次回の議題としてよいか方向性を確認するもの。</p>
引き続き、適用範囲とし改正案を次回の議題とする。	
その他 岐阜県水産業振興計画の中間見直しについて	
事務局	<p>岐阜県水産業振興計画は令和5年度から令和9年度までの5年間であり、3年目となる今年度、中間見直しを行う。見直しを行うこととなった経緯として、今年度、県農政の基本計画であるぎふ農業活性化基本計画の策定を実施しているところであり、新たに盛り込むこととなった内容を、岐阜県水産業振興計画へ反映させることが目的である。</p> <p>追記する内容としては、(1) 温暖化適応策としてのアユの超早期放流による漁獲量の増、(2) 漁獲量の増加に向けた広域集出荷システムの構築、(3) 新たなブランド水産物(全雌3倍体鮎及びイワナ)の開発・普及の3点と鮎資源データなどの時点更新である。</p>
委員	アユの超早期放流とは具体的にどのような放流か。
事務局	友釣り解禁日から起算して、40日以上前の稚鮎放流を超早期放流と定義づけている。
意見なし。	
閉会	